

別紙 2 - 3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名 : \_\_\_\_\_

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設・ 車両変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備考	
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・省令様式第 11 号 (特別管理は第 17 号)	
	許可申請書様式第 2 面及び第 3 面等			◎					・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧(氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載)の記載があれば、様式は問わない。	
①	事業計画の概要を記載した書類					◎ *1	○ *2		*1 車両変更の場合は、変更前後が分かる全車両の一覧表を添付すれば、様式第 6 号の 2 (第 2 面) は添付不要。 *2 必要に応じ添付。	
	事業の用に供する施設						*3		*3 必要に応じ添付。	
②	共通	車庫配置図			○	○				
		付近の見取図			◎	○			※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場	
		車両写真					○			※自動車登録番号、産業廃棄物収集運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		運搬容器の仕様書等					○			※積替えに使用する重機類等を含む。
	積替え保管を行う場合のみ	積替え保管の場所の配置図(平面図)				○	○			
		積替え保管の場所の公図の写し				○	○			
		排出事業者の承諾				○	○			※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを積替え保管する場合は、添付不要。
		積替え保管の場所の写真				○	○			
		保管量算出の根拠				○	○			
		最大積上高の根拠				○	○			※屋外で容器を用いない場合に添付。
	積替え保管の管理体制を示す書類 他法令の許認可証等				○	○				
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類					○			・自動車検査証記録事項又は自動車検査証(電子化前の場合)、船舶検査証書等 ・使用承諾書等(使用者と申請者が異なる場合) ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等(積替え保管を行う場合)	

No.	項目	変更届区分							備考
		ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設・ 車両変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	
⑧	【届出者が法人の場合】 定款又は寄附行為	○	○	○ *4					*4 使用人又は出資者のみ変更の場合は、添付不要（ただし、支配人として登記されている使用人の変更の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付する。）。
	◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	◎	◎ *4					
⑨	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し	◎	◎						
⑪	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					※届出者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑫	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑬	【届出者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）			○					
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑯	使用人の権限を証する書類			○					・様式第16号 ※支配人として登記されている場合を除く。
⑰	許可証の写し	◎	◎	○ *5	○	○ *6	◎	◎ *7	*5 法人の代表者変更の場合に添付。 *6 積替え保管に係る施設変更の場合に添付。 *7 許可証の原本及び返納書（細則様式第32号）を提出。

◎：必ず添付を要する書類

○：該当する場合（内容に変更がある場合）には添付を要する書類

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。